令 和 5 年 1 1 月 2 2 日 災害対策等特別委員会 資料 2

藤沢市地域防災計画修正案 新旧対照表

序論 第 1 部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和5年1月31日)
3	1	8	1 防災力の向上に向けた取組及び連携	1 防災力の向上に向けた取組及び連携
			<略>	<略>
			このように、本計画は、いずれの場面であっても関係者の主体的な取組と連	このように、本計画は、いずれの場面であっても関係者の主体的な取組と
			携が大切であることを基調にしている。そこで平常時においては、藤沢市防災	連携が大切であることを基調にしている。そこで平常時においては、藤沢市
			会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図るととも	防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図
			に、多様な主体とのマルチパートナーシップに基づき、具体的な協力を得られ	る。また、災害発生時には、県や防災関係機関との連携を図りながら市災害
			<u>る事業者と協定を締結できるよう事業者の募集方法等を工夫していく。</u> また、	対策本部において応急対策活動の調整を行う。
			災害発生時には、県や防災関係機関との連携を図りながら市災害対策本部にお	
			いて応急対策活動の調整を行う。	
3	3	12	(5)東京管区気象台(横浜地方気象台)	(5) 東京管区気象台(横浜地方気象台)
			ア 気象、地象、 <u>地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u>	ア 気象、地象、 <u>水象の観測及びその成果の収集、発表</u>
			イ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限	イ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限
			る)、水象の予報 <u>並びに</u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説	る)、水象の予報 <u>・</u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説
			ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備	ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 <mark>の努力</mark>
			エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言	エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
			オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

序論 第 2 部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和5年1月31日)
1	5	35	健康医療 1 医療救護活動の総合調整に関すること。 部(保健 2 医師会及び医療関係機関との連絡調整に関すること。 所)指揮 3 被災地の防疫その他の保健衛生活動に関すること。 4 食品衛生対策に関すること。 5 動物対策に関すること。 6 避難所の保健衛生対策に関すること。 7 被災者への精神保健対策に関すること。 8 要配慮者のうち難病者、人工透析患者、妊婦・乳幼児等の救援に関すること。 9 感染症等の防疫に関すること。 10 歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関すること。 11 医薬品、衛生材料等の調達、搬送等に関すること。	健康医療 1 医療救護活動の総合調整に関すること。 2 医師会及び医療関係機関との連絡調整に関すること。 3 被災地の防疫その他の保健衛生活動に関すること。 4 食品衛生対策に関すること。 5 動物対策に関すること。 6 避難所の保健衛生対策に関すること。 7 被災者への精神保健対策に関すること。 8 要配慮者のうち難病者,人工透析患者,妊婦・乳幼児等の救援に関すること。 9 感染症等の防疫に関すること。 10 歯科医師会,薬剤師会等との連絡調整に関すること。 11 医薬品,衛生材料等の調達,搬送等に関すること。 11 医薬品,衛生材料等の調達,搬送等に関すること。 12 遺体安置所開設等の遺体の処置及び埋火葬の補助に関すること。 12 遺体安置所開設等の遺体の処置及び埋火葬の補助に関すること。
2	2	45	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、市民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要がある。 災害時の情報提供は、時間の経過とともに変化する市民ニーズが、被災者を取り巻く状況に対応した情報を、その時点で活用できる情報提供ツールを効果的に用いて行うものとする。 また、正確迅速な災害情報を提供するために平常時から情報提供ツールを利用することは大きなメリットとなることから、防災情報をプッシュ通知するスマートフォンアプリに加え、防災行政無線の自動音声合成による迅速かつ的確な情報配信体制の整備を進める。このほか、既存のハザードマップを最新の情報に更新するとともに、これまで未作成だった高潮ハザードマップや内水氾濫ハザードマップなど、災害種別に応じたハザードマップを充実させ、市民等への適切な情報提供を図っていく。 市では、災害時における通信輻輳時の通信手段の確保として、Wi-Fi(公衆無線 LAN)を整備している。	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、市民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要がある。 災害時の情報提供は、時間の経過とともに変化する市民ニーズが、被災者を取り巻く状況に対応した情報を、その時点で活用できる情報提供ツールを効果的に用いて行うものとする。 また、正確迅速な災害情報を提供するために平常時から情報提供ツールを利用することは大きなメリットとなることから、平常時にも活用可能なツールについて検討する。 市では、災害時における通信輻輳時の通信手段の確保として、Wi-Fi(公衆無線 LAN)を整備している。
2	2	46	1 情報提供ツールの整備 <略> (3) 災害時における広報・情報提供ツールの整備 市は、次の災害広報・情報提供ツールについて整備を行う。 ア 防災行政無線 イ 緊急速報メール ウ メールマガジン	1 情報提供ツールの整備 <略> (3)災害時における広報・情報提供ツールの整備 市は、次の災害広報・情報提供ツールについて整備を行う。 ア防災行政無線 イ緊急速報メール ウメールマガジン

序論 第 2 部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和 5 年 1 月 31 日)
			ェ ウェブサイト	ェ ウェブサイト
			オ コミュニティ FM	オ コミュニティ FM
			カ 防災ラジオ	カ 防災ラジオ
			キ スマートフォンアプリ	
			<u>ク</u> ケーブルテレビ	<u>キ</u> ケーブルテレビ
			<u>ケ</u> SNS 等	夕 SNS 等
			□ L アラート (災害情報共有システム)	<u>ゲ</u> Lアラート(災害情報共有システム)
			サ 消防車両、地区防災拠点本部等の広報車、ハンドマイク等	□ 消防車両、地区防災拠点本部等の広報車、ハンドマイク等
			<u>シ</u> オートバイ・自転車による伝達	<u>サ</u> オートバイ・自転車による伝達
			乙 災害時用広報紙	<u>シ</u> 災害時用広報紙
2	3	47	(3) 神奈川県との情報共有	(3)神奈川県との情報共有
			市は、各指揮本部からの情報及び被害状況等をとりまとめて、災害情報管	市は、各指揮本部からの情報及び被害状況等をとりまとめて、災害情報管
			理システム等にて県へ報告する。なお、災害の状況に応じて県から派遣され	理システム等にて県へ報告する。なお、災害の状況に応じて県から派遣され
			る連絡員(県職員の市町村連絡員)も情報収集に努め、市からの報告を補完	る連絡員(県職員の市町村連絡員)も情報収集に努め、市からの報告を補完
			する。その他の防災関係機関においても、各種の被害情報等を防災行政通信	する。その他の防災関係機関においても、各種の被害情報等を防災行政通信
			網等により県へ報告する。特に、 <mark>安否不明者等の情報</mark> については、捜索・救	網等により県へ報告する。特に、 <u>行方不明者の数</u> については、捜索・救助体
			助体制の検討に必要であるため、 <u>神奈川県地域防災計画に則り、氏名等公表</u>	制の検討 <u>等</u> に必要 <u>な情報</u> であるため、 <u>本市の区域(海上を含む)内で行方不明</u>
			<u>による救助活動の効率化・円滑化を図る。また</u> 、県警察等関係機関として把	<u>となった者について対応の検討を行うとともに</u> 、県警察等関係機関として把
			握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、	握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、
			当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外	当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外
			務省)又は県に報告する。市は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、	務省)又は県に報告する。市は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、
			交通機関の火災等、特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した	交通機関の火災等、特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した
			場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告する。	場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告する。
			市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合	市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合
			には、直接内閣総理大臣(消防庁経由)に報告する。	には、直接内閣総理大臣(消防庁経由)に報告する。
			市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡する。	市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡する。
2	3	48	3 市民同士の情報共有への支援	3 市民同士の情報共有への支援
			災害時には、現場での災害の状況や避難・救援状況などの情報が速やかに	災害時には、現場での災害の状況や避難・救援状況などの情報が速やかに
			市民に伝わることが大切である。	市民に伝わることが大切である。
			そのため、SNS(X 「II ツイッター」、フェイスブック)など個人が発する情報	そのため、SNS(ツイッター、フェイスブック)など個人が発する情報を共有
			を共有できる環境づくりが重要である。地区ポータルなど新たな仕組みの活	できる環境づくりが重要である。地区ポータルなど新たな仕組みの活用を進
			用を進める。	める。
5	2	57		1 自主防災組織の育成指導
			地域住民の防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施、発災直後の初動対応	地域住民の防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施、発災直後の初動対応
			など自主防災組織の役割や具体的活動を定めたマニュアル等を作成し、自主	など自主防災組織の役割や具体的活動を定めたマニュアル等を作成し、自主
			防災組織の育成を図る。	防災組織の育成を図る。

序論 第 2 部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和5年1月31日)
			自主防災組織に対し、災害時に機能を発揮し防災活動が実施できるよう、 防災資機材の購入に財政的支援を行うとともに、組織育成に必要な研修会の 開催、啓発用資料の配布、自主防災組織での研修への職員の派遣等を実施す る。 市は、自主防災組織未結成の自治会・町内会、マンション管理組合等に対 してその結成の促進に努める。	自主防災組織に対し、災害時に機能を発揮し防災活動が実施できるよう、 防災資機材の購入に財政的支援を行うとともに、組織育成に必要な研修会の 開催、啓発用資料の配布、自主防災組織での研修への職員の派遣等を実施す る。 市は、自主防災組織未結成の自治会・町内会等に対してその結成の促進に 努める。
6	2	63	(1) 市立学校における防災教育の推進 教育委員会は、地震対策の手引書(「地震ーそのとき学校はー(2019 年改 訂版)」藤沢市教育委員会)に基づき、市立学校長に対し、児童生徒の退避・ 保護等、災害発生後の災害応急対策等について、防災教育を実施するととも に、保護者への周知を図るよう指導する。 また、教職員の研修を充実し、防災教育に関する指導力や災害対応能力等 の向上を図る。 市は、防災意識の若年層への浸透を図るため、中学生に向けた啓発冊子を 提供するなど、防災に関する学習機会創出を推進する取組を行う。	(1) 市立学校における防災教育の推進 教育委員会は、地震対策の手引書(「地震ーそのとき学校はー(2019年改訂版)」藤沢市教育委員会)に基づき、市立学校長に対し、児童生徒の退避・保護等、災害発生後の災害応急対策等について、防災教育を実施するとともに、保護者への周知を図るよう指導する。 また、教職員の研修を充実し、防災教育に関する指導力や災害対応能力等の向上を図る。

各論 I

第1部

章	節	頁		修正案			現行(最終修正:令和 5 年 1 月 31 日)
2	1	77		表 1-1 想定地震の概要			表 1-1 想定地震の概要
				大正型関東地震			大正型関東地震
			震源域	相模トラフ		震源域	相模トラフ
			規模	M8. 2		規模	M8. 2
			本市におけ			本市におけ	
			る	6 弱~7		る	6 弱~7
			震度			震度	
			過去の	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2		過去の	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2
			活動状況	の地震である。1923年の大正関東地震を再現した地震であ		活動状況	の地震である。1923年の大正関東地震を再現した地震であ
			加到仍然	る。1703年元禄地震も過去の地震として知られている。		加到小八九	る。1703年元禄地震も過去の地震として知られている。
			地震発生の	地震調査研究推進本部による長期評価では30年以内に発生		地震発生の	地震調査研究推進本部による長期評価では30年以内に発生
			可能性	する確率は、ほぼ 0~ <u>6</u> %である。今後 100 年先頃には、地		可能性	する確率は、ほぼ 0~ <u>2</u> %である。今後 100 年先頃には、地
			11012	震発生の可能性が高くなっていると考えられる。		· 3 110 11	震発生の可能性が高くなっていると考えられる。
			(首都直下地震	モデル検討会が平成 25 年度 12 月に発表した「首都直下のM7		(首都直下地震	モデル検討会が平成 25 年度 12 月に発表した「首都直下のM7
			クラスの地震及	び相模トラフ沿いのM8 クラスの地震等の震源断層モデルと地	5	ラスの地震及	び相模トラフ沿いのM8 クラスの地震等の震源断層モデルと地
			震分布・津波高	等に関する報告書」 <mark>及び地震調査研究推進本部が令和5年1</mark>	震	こうかい こうこう こうこう こうかい こうしょう こうしょう こうしょう こうしょう こうしょう こうしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう しゅう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょ	等に関する報告書」より)
			月 13 日に公表	<u>した「長期評価による地震発生確率値の更新について」</u> より)			
2	2	79	の津波となる「 を整備するにあ なお、想定地 ラフ沿いの最大 査研究推進本部	この「津波浸水想定」をもとに本市沿岸における最大クラス「相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル)」を津波避難体制がたっての最大クラスの津波と想定する。 は震の発生確率については、県の地域防災計画に則り、「相模トロラスの地震」を参考とし、文部科学省が設置した「地震調」が令和5年1月に公表した「長期評価による地震発生確率でして」の評価結果を用いている。)津波となる「	この「津波浸水想定」をもとに本市沿岸における最大クラス 相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル)」を津波避難体制 たっての最大クラスの津波と想定する。

各論 I

第1部

章	節	頁		修正案			丁(最終修正:令和5年1月31日)	
				表 1-3 想定津波の概要		表 1-3 想定津波の概要		
			想定地震	相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル)		想定地震	相模トラフ沿いの海溝型地震(西側モデル)	
			震源域	相模トラフ		震源域	相模トラフ	
			規模	マグニチュード 8.7		規模	マグニチュード 8.7	
			震度	全県で震度 7		震度	全県で震度 7	
		30 年以内ほぼ <u>0~6</u> %			24 上本本	30 年以内ほぼ <mark>0</mark> %		
			発生確率	(相模トラフ沿いの最大クラスの地震)		発生確率	(2000 年から 3000 年あるいはそれ以上の発生間隔)	
				(2000 年から 3000 年あるいはそれ以上の発生間隔)		本市への第1		
			本市への第1			波の	6 分	
			波の	6 分		到達時間		
			到達時間			最大津波高さ	11.5m(到達時間 12 分)	
			最大津波高さ	11.5m (到達時間 12 分)		最大浸水面積	4. 7km²	
			最大浸水面積 4. 7km²		# +	発生後 40 分後くらいまでに繰り返し押し寄せる。		
			#± <==	発生後40分後くらいまでに繰り返し押し寄せる。		特徴	20 分後以降は高さ 2m 前後の津波である。	
			特徴	20 分後以降は高さ 2m 前後の津波である。				

各論 I 第2部

章	節	頁		修正案			現行(最終修正:令和5年1月31日)	
1	1	89		表 2-1 都市計画の概要			表 2-1 都市計画の概要	
			① 行政区域		6,956 ha	① 行政区域		6,956 ha
			② 都市計画		6,956 ha	② 都市計画		6,956 ha
			区域			区域		
			③ 市街化区		4,754 ha	③ 市街化区		4,754 ha
			域			域		
			④ 市街化調		2,202 ha	④ 市街化調		2,202 ha
			整区域			整区域		
			⑤ 地域地区			⑤ 地域地区		
			ア用途	地域		ア用途	地域	
				(ア)第1種低層住居専用地域	<u>約</u> 2,196 ha		(ア)第1種低層住居専用地域	2,196 ha
				(イ)第2種低層住居専用地域	<u>約</u> 33 ha		(イ)第2種低層住居専用地域	33 ha
				(ウ)第1種中高層住居専用地域	<u>約</u> 297 ha		(ウ)第1種中高層住居専用地域	297 ha
				(工)第2種中高層住居専用地域	<u>約</u> 83 ha		(工)第2種中高層住居専用地域	83 ha
				(才)第1種住居地域	<u>約</u> 719 ha		(才)第1種住居地域	719 ha
				(力)第2種住居地域	<u>約</u> 196 ha		(力)第2種住居地域	196 ha
				(キ)準住居地域	<u>約</u> 130 ha		(キ)準住居地域	130 ha
				(ク)近隣商業地域	<u>約</u> 158 ha		(ク)近隣商業地域	158 ha
				(ケ)商業地域	<u>約</u> 171 ha		(ケ)商業地域	171 ha
				(コ)準工業地域	<u>約</u> 293 ha		(コ)準工業地域	293 ha
				(サ)工業地域	<u>約</u> 115 ha		(サ)工業地域	115 ha
				(シ)工業専用地域	<u>約</u> 363 ha		(シ)工業専用地域	363 ha
			イ 防火	地域	<u>約</u> 30 ha	イ 防火	/ 地域	30 ha

各論 I 第2部

章	節	頁	修正案				現行(最終修正:令和:	5年1月31日)	
			ウ 準防火地域		<u>約</u> 1,723 ha		ウ 準防火地域		1,723 ha
			工 高度利用地区		<u>約</u> 2 ha		工 高度利用地区		2 ha
			才 景観地区	2 地区	約 63 ha		才 景観地区	2 地区	約 63 ha
			力 風致地区	5 地区	約 584 ha		力 風致地区	5 地区	約 584 ha
			⑥ 都市計画	<u>76</u> 路線	約 <u>162.50</u>	6	都市計画	<u>75</u> 路線	約 <u>162.19</u>
			道路		km	道路			km
			⑦ 都市計画	<u>192</u> 箇所	約 <u>219.67</u>	7	都市計画	<u>193</u> 箇所	約 <u>258.42</u>
			公園		ha	公園			ha
			⑧ 都市計画	5 箇所	約 81.00 ha	8	都市計画	5 箇所	約 81.00 ha
			緑地			緑地			
				(令和 <u>5</u> 年	4月1日現在)			(令和 <u>3</u> 年	4月1日現在)
1	2	92	【現状】			【現場	?]		
			<略>				略>		
			本市の都市計画道路網は、市内の都市拠点				iの都市計画道路網は、市内の都市拠 		
			強化を図るため、計画的に格子型のネットワ	一クを形成する	よう配置してい	強化を	図るため、計画的に格子型のネット	ワークを形成する	るよう配置してい
			る。その整備状況は、令和 <u>4</u> 年度末までに、	計画延長約 163	km のうち、約	る。そ	·の整備状況は、令和 <u>3</u> 年度末までに	、計画延長約 163	Bkm のうち、約
			126km、約 78%が整備済となっている。一方	、未着手路線・	区間は、市域南部	126km	、約 78%が整備済となっている。一方	方、未着手路線・	区間は、市域南部
			を中心に約 <u>36</u> km に及んでおり、防災機能向_	上のためには、	継続的な都市計画	を中心	いに約 <mark>20</mark> km に及んでおり、防災機能向	可上のためには、	継続的な都市計画
			道路の整備が必要である。			道路σ)整備が必要である。		
			<略>			<	略>		
			その他、幅員 4m に満たない狭あい道路の	問題は、古くか	ら市街地を形成し	その)他、幅員 4m に満たない狭あい道路(の問題は、古くか	いら市街地を形成し
			てきた地区ほど深刻であり、歩行者などの通	行が危険である	ことや日照や通風	てきた	地区ほど深刻であり、歩行者などの	通行が危険である	ことや日照や通風

各論 I 第 2 部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和5年1月31日)
			を妨げるといった日常生活における問題だけでなく、消防自動車等の緊急車両	を妨げるといった日常生活における問題だけでなく、消防自動車等の緊急車両
			の進入が困難であるなど、災害・緊急時に支障を来す場合がある。そのため、	の進入が困難であるなど、災害・緊急時に支障を来す場合がある。そのため、
			狭あい道路の解消の事業は、昭和 62 年度から進めており、令和 4年度末まで	狭あい道路の解消の事業は、昭和 62 年度から進めており、令和 <mark>3</mark> 年度末まで
			に約 <u>132,847</u> m(片側の延長)が整備されている。	に約 <u>130, 117</u> m (片側の延長) が整備されている。
1	2	94	2 公園・緑地の整備	2 公園・緑地の整備
			【現状】	【現状】
			本市では、震災時の避難場所や防災活動拠点、復旧・復興拠点として、ま	本市では、震災時の避難場所や防災活動拠点、復旧・復興拠点として、ま
			た、延焼遮断空間としても重要な空間である公園や緑地の確保を進めてきて	た、延焼遮断空間としても重要な空間である公園や緑地の確保を進めてきて
			いる。	いる。
			公園については、令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日現在、本市の管理による公園 <u>316</u> 箇所	公園については、令和 <u>3</u> 年 4 月 1 日現在、本市の管理による公園 <u>313</u> 箇所
			(<u>192.16</u> ha) を開設している。また、合わせて市内には、神奈川県が管理する	(<u>189.39</u> ha)を開設している。また、合わせて市内には、神奈川県が管理する
			県立公園が3箇所(44.6ha)開設されている。	県立公園が3箇所(44.6ha)開設されている。
			本市が管理する緑地については、 <u>11</u> 箇所(<u>13.75</u> ha)を開設している。	本市が管理する緑地については、 <u>10</u> 箇所(<u>13.73</u> ha)を開設している。
			上記公園 316 箇所のうち 12 公園を指定緊急避難場所(大規模火災)に指定し	上記公園 313 箇所のうち 12 公園を指定緊急避難場所(大規模火災)に指定し
			ており、指定緊急避難場所(大規模火災)の1つである八部公園は、災害派遣	ており、指定緊急避難場所(大規模火災)の1つである八部公園は、災害派遣
			部隊(自衛隊)宿営施設の受入場所としても指定している。	部隊(自衛隊)宿営施設の受入場所としても指定している。
1	3	98	【現状】	【現状】
			<略>	<略>
			処理人口普及率(行政人口に対する処理可能な人口の比率)は令和 <u>4</u> 年度末	処理人口普及率(行政人口に対する処理可能な人口の比率)は令和 <mark>元</mark> 年度末
			で <u>96. 0</u> %である。	で <u>95.8</u> %である。

各論 I 第2部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和 5 年 1 月 31 日)
			管渠の整備延長は、汚水管は令和 <u>4</u> 年度末で <u>1,184.7</u> km、雨水管は同じく	管渠の整備延長は、汚水管は令和 <mark>元</mark> 年度末で <u>1,175.5</u> km、雨水管は同じく
			<u>437.4</u> km である。	<u>434. 7</u> km である。
			 処理施設は昭和 39 年に運転開始した辻堂浄化センター(令和 <u>4</u> 年度末処理	処理施設は昭和 39 年に運転開始した辻堂浄化センター(令和 <u>3</u> 年度末処理
			能力 123,900 ㎡/日) と昭和 60 年に運転開始した大清水浄化センター(令和 4	能力 123,900 ㎡/日)と昭和 60 年に運転開始した大清水浄化センター(令和 3
			年度末処理能力 93,600 ㎡/日) の2施設がある。	年度末処理能力 93,600 ㎡/日) の2施設がある。
			<略>	<略>
			【取組の方向】	【取組の方向】
			ふじさわ下水道ビジョンに基づく総合的な地震対策を推進する。	湘南 ふじさわ下水道ビジョンに基づく総合的な地震対策を推進する。
4	0	00		
'	3	99	【主な事業】	【主な事業】
			(1) 下水道の地震対策の推進	(1)下水道の地震対策の推進
			ア <mark>令和 4</mark> 年度に策定した下水道総合地震対策計画(第 <mark>三</mark> 期)に基づき、引き	ア <u>平成 29</u> 年度に策定した下水道総合地震対策計画 (第 <u>二</u> 期) に基づき、引
			続き下水道施設の耐震診断や耐震補強を進める。	き続き下水道施設の耐震診断や耐震補強を進める。
2	3	112	【現状】	【現状】
			 現在、1 消防局・2 消防署・12 出張所・1 分遣所及び 1 消防団本部・31 消防	 現在、1 消防局・2 消防署・12 出張所・1 分遣所及び 1 消防団本部・31 消防
			 分団を配置し、消防体制を確保している。	分団を配置し、消防体制を確保している。
			 さらに、消防部隊については、救助隊3隊、消防隊12隊(水難救助隊兼務1	さらに、消防部隊については、救助隊 3 隊、消防隊 12 隊 (水難救助隊兼務 1
			 隊含む) 指揮隊2隊、救急隊 <u>15</u> 隊の編成となっている。	隊含む) 指揮隊 2 隊、救急隊 <u>14</u> 隊の編成となっている。
5	1	124	島内には公共の有料駐車場が 4 か所あるが、収容台数は約 <u>900</u> 台程度であ	島内には公共の有料駐車場が4か所あるが、収容台数は約 <u>1,200</u> 台程度であ

各論 I 第2部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和5年1月31日)
			り、休日には不足しているのが現状である。	り、休日には不足しているのが現状である。
			・江の島なぎさ駐車場 327 台	・江の島なぎさ駐車場 327 台
			・観光協会江の島駐車場 普通車 74 台 大型バス 10 台	・観光協会江の島駐車場 普通車 74 台 大型バス 10 台
			・湘南港臨港道路附属駐車場 普通車 320 台 大型車 5 台	・湘南港臨港道路附属駐車場 普通車 320 台 大型車 5 台
			・江の島かもめ駐車場 普通車 <u>188</u> 台 バス 14 台	・江の島かもめ駐車場 普通車 <u>503</u> 台 バス 14 台
5	1	126	(2)風水害対策	(2)風水害対策
			土砂災害警戒区域が江の島では多数あるため、その対策について、関係各	土砂災害警戒区域が江の島では多数あるため、その対策について、関係各
			課と連携を図り進める。	課と連携を図り進める。
			警戒区域や避難場所等の情報提供については、平成 27 年度から自治会町内	警戒区域や避難場所等の情報提供については、平成 27 年度から自治会町内
			会への説明を順次行っている。	会への説明を順次行っている。
			豪雨や土砂災害が予測される場合の、緊急的な避難所として指定緊急避難	豪雨や土砂災害が予測される場合の、緊急的な避難所として指定緊急避難
			場所(洪水・崖崩れ)を指定している。江の島では、湘南港港湾管理事務所(通	場所(洪水・崖崩れ)を指定している。江の島では、湘南港港湾管理事務所(通
			称ヨットハウス) <u>、</u> 江の島大師 <u>、江の島アイランドスパ</u> となる。	称ヨットハウス) <u>と</u> 江の島大師となる。

各論 I 第3部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和 5 年 1 月 31 日)
6		139	<略>	<略>
				(FHZ
			【課題】	【課題】
			<略>	<略>
			令和2年 <u>から令和5年にかけて発生した</u> 新型コロナウイルス感染症の <u>感染拡</u>	令和2年 <u>における</u> 新型コロナウイルス感染症の <u>発生</u> を踏まえ、避難所におけ
			大を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り	る避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する
			入れた防災対策を推進する必要がある。	必要がある。
6		140	また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時	 また、 <mark>新型コロナウイルス感染症を含む</mark> 感染症対策について、感染症患者が発
			から本部事務局と健康医療部(保健所)指揮本部が連携して、必要な場合には、	 生した場合の対応を含め、平常時から本部事務局と健康医療部(保健所)指揮
			ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。	本部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する
				よう努めるものとする。
6		144	8 ペット対策	8 ペット対策
			市は、飼い主不明かつ負傷した犬、猫等の円滑な救護を図るため、「災害時	市は、飼い主不明かつ負傷した犬、猫等の円滑な救護を図るため、「災害時
			の動物救護活動に関する協定」に基づき、藤沢市獣医師会と連携して動物救護	の動物救護活動に関する協定」に基づき、藤沢市獣医師会と連携して動物救護
			活動を行 <u>い</u> 、 <u>「神奈川県災害時動物救護対策実施要綱」及び</u> 「災害時動物救護	活動を行 <u>うとともに</u> 、「災害時動物救護マニュアル」に基づき、飼い主に対し
			活動マニュアル」に基づき、神奈川県等と連携して、動物救護活動に努めると	普段からの備え等の普及啓発を行い、災害時に備える。
			<u>とともに、</u> 飼い主に対し普段からの備え等の普及啓発を行い、災害時に備え	
			ర .	
			また、指定避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声や衛生面等に	また、指定避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声や衛生面等に
			関する問題から、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するな	関する問題から、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するな
			どの注意事項を可能な限り、「避難所運営マニュアル」に位置づける <u>とともに、</u>	どの注意事項を可能な限り、「避難所運営マニュアル」に位置づける。

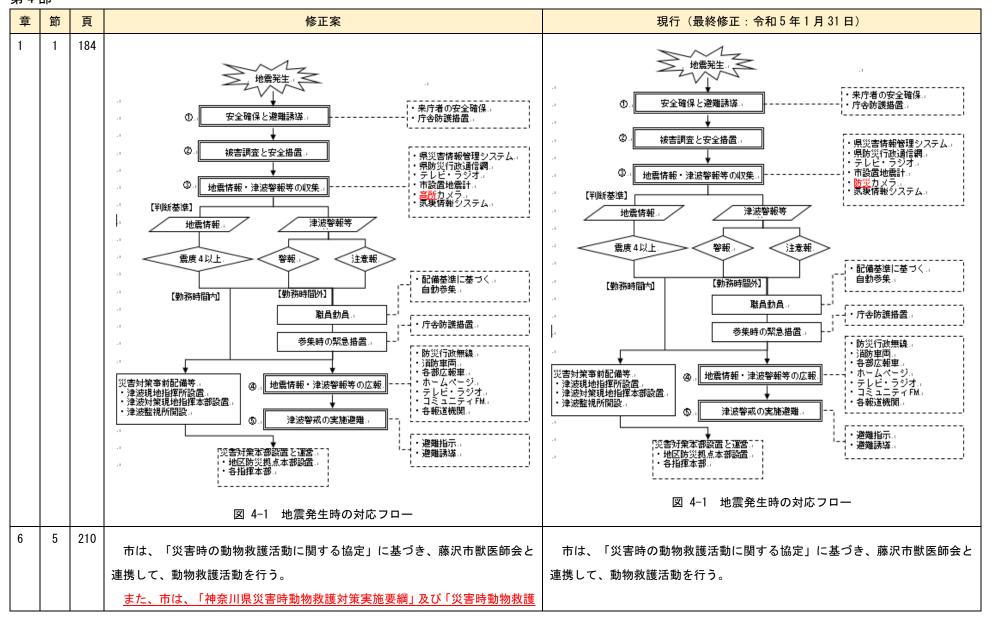
各論 I 第 3 部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和5年1月31日)
			ペットの避難対策に伴う、ケージ等の用具やペットフード等の調達の支援に努	
			<u>න්රිං</u>	
			なお、新たなペット同伴避難施設の開設については今後も検討していく。	
11	1	161	【現状】	【現状】
			藤沢市教育委員会では、地域防災計画に基づき、災害時、並びに <mark>南海トラ</mark>	 藤沢市教育委員会では、地域防災計画に基づき、災害時、並びに <mark>東海地震</mark>
			<u>フ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報</u> が発表された場合、或いは	<u>注意情報及び東海地震予知情報</u> が発表された場合、或いは警戒宣言が発せら
			警戒宣言が発せられた場合等における児童生徒等の生命・身体の安全確保や	れた場合等における児童生徒等の生命・身体の安全確保や迅速・的確な保護
			迅速・的確な保護対策、さらには日常における小・中・特別支援学校(以下、	対策、さらには日常における小・中・特別支援学校(以下、「学校」という)
			「学校」という)の防災対策について、「地震ーそのとき学校はー」を定め、	の防災対策について、「地震ーそのとき学校はー」を定め、市立学校では、こ
			市立学校では、これに基づき学校防災計画を作成している。	れに基づき学校防災計画を作成している。
13	1	167	建築物応急危険度判定制度については、神奈川県建築物震後対策推進協議	建築物応急危険度判定制度については、神奈川県建築物震後対策推進協議
			会の主導で平成 4 年度より体制の構築が進められており、令和 <u>4</u> 年度現在で	会の主導で平成 4 年度より体制の構築が進められており、令和 <u>3</u> 年度現在で
			民間、行政合わせて <u>601</u> 名の建築物応急危険度判定士が市に登録されている。	民間、行政合わせて 608 名の建築物応急危険度判定士が市に登録されている。
			これまで、判定士の養成活動として、県下の協議会を通じて判定士養成講習	これまで、判定士の養成活動として、県下の協議会を通じて判定士養成講習
			会を継続的に実施するなど、制度の充実を図っている。	会を継続的に実施するなど、制度の充実を図っている。
			被災宅地危険度判定制度は、神奈川県建築物震後対策推進協議会により整	被災宅地危険度判定制度は、神奈川県建築物震後対策推進協議会により整
			備が進められており、平成10 年度から被災宅地危険度判定士の養成を始めて	備が進められており、平成 10 年度から被災宅地危険度判定士の養成を始めて
			以降、本市では令和 <u>4</u> 年度現在 <u>204</u> 名の被災宅地危険度判定士が登録されてい	以降、本市では令和 3年度現在 203 名の被災宅地危険度判定士が登録されてい
			న 。	る 。
13	2	169	1 応急仮設住宅の建設と供給体制の確立の推進	1 応急仮設住宅の建設と供給体制の確立の推進
			<略>	<略>

各論 I 第 3 部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和5年1月31日)
			オ 県や関係機関と連携し、応急仮設住宅(建設型、賃貸型)の供給に関	オ 県や関係機関と連携し、応急仮設住宅(建設型、民間賃貸住宅借上げ
			する訓練を実施する。	<mark>型</mark>)の供給に関する訓練を実施する。
13	3	170	第3節 住宅の応急修理・障害物の除去対策	第3節 住宅の応急修理・障害物の除去対策
			<略>	<略>
			【課題】	【課題】
			応急修理は災害発生の日から <u>3</u> ヶ月以内に <u>完了(ただし、国の災害対策本部</u>	応急修理は災害発生の日から <mark>1</mark> ヶ月以内に <mark>修理</mark> 、障害物の除去は災害発生の
			が設置された場合は、災害発生の日から6ヶ月以内に完了)、障害物の除去は	日から 10 日以内に実施できる対策が必要である。
			災害発生の日から 10 日以内に実施できる対策が必要である。	
			また、実施にあたっては、藤沢市建設業協会等の協力が不可欠である。	また、実施にあたっては、藤沢市建設業協会等の協力が不可欠である。
14		171		
14		171	下水道については、災害時に備え、管路の保守点検を行い、必要に応じて	下水道については、災害時に備え、管路の保守点検を行い、必要に応じて
			補修又は改築に努めているが、耐震性を有している管路は少ない。浄化セン	補修又は改築に努めているが、耐震性を有している管路は少ない。浄化セン
			ター及びポンプ場においては、耐震化が必要な施設や停電時の機能確保にお	ター及びポンプ場においては、耐震化が必要な施設や停電時の機能確保にお
			いて能力不足となっている施設が存在している。また、災害の発生により汚	いて能力不足となっている施設が存在している。また、災害の発生により汚
			泥処理に重大な支障が生じたときに、復旧までの間、被災した <mark>大清水浄化セ</mark>	泥処理に重大な支障が生じたときに、復旧までの間、被災した <mark>処理施設</mark> の汚
			<u>ンター</u> の汚泥を、相互協力により緊急に処理する協定を、横浜市西部水再生	泥を、相互協力により緊急に処理する協定を、横浜市西部水再生センターと
			センターと締結している。	締結している。

各論 I 第 4 部



各論 I 第 4 部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和 5 年 1 月 31 日)
			活動マニュアル」に基づき、神奈川県等と連携して、動物救護活動を行う。	
			なお、県では、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、獣医師会及び	なお、県では、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、獣医師会及び
			動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等の救護を行	動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等の救護を行
			うこととしている。	うこととしている。
9	1	218	3 生活用水の確保	3 生活用水の確保
			災害時の生活用水(洗面、洗濯、トイレの流し水等)は、次により確保する。	災害時の生活用水(洗面、洗濯、トイレの流し水等)は、次により確保する。
			<略>	<略>
			(2)市立小・中学校 <u>等</u> の井戸による確保	(2)市立小・中学校の井戸による確保
			市立小・中学校 <u>等</u> に設置した井戸により、被災者等の生活用水を確保す	市立小・中学校に設置した井戸により、被災者等の生活用水を確保す
			న .	న 。
			<略>	<略>
			5 応急飲料水の給水場所	5 応急飲料水の給水場所
			被災者に対する応急飲料水の給水場所は、原則として地区防災拠点本部及び	被災者に対する応急飲料水の給水場所は、原則として地区防災拠点本部及び
			指定避難所(小・中学校等) <u>、耐震性飲料用貯水槽設置場所</u> とする。	指定避難所(小・中学校等)とする。
			ただし、高齢者、障がい者等で指定避難所での給水を受けることができない	ただし、高齢者、障がい者等で指定避難所での給水を受けることができない
			ときは、近隣の住民、ボランティア等に協力を要請し配達給水を図る。	ときは、近隣の住民、ボランティア等に協力を要請し配達給水を図る。
			県営水道は、市からの依頼により臨時給水栓の設置について協力する。	県営水道は、市からの依頼により臨時給水栓の設置について協力する。
			市は、県営水道と連携し、災害用指定配水池等の飲料水が地区に偏りなく確	
			実に被災者へ行き渡る体制の構築等に取り組む。	
13	2	240	2 応急仮設住宅	2 応急仮設住宅
			<略>	<略>

各論 I 第 4 部

章	節	頁	修正案			現行(最終修正:令和5年1月31日)		
			(3) 応急仮設住宅の供 市は、災害救助法 設住宅(建設型、賃	が適用されたと	: きは、県と密接な連携をとり、応急仮)実施に協力する。		が適用されたと	: きは、県と密接な連携をとり、応急仮 賃貸住宅の借上げ型)の供与の実施に
			<略>			協力する。		
			3 公的賃貸住宅の空き	室活用		3 公的賃貸住宅の空き室	活用	
			被災者の一時入居及びそ 被災者の一時入居及びそ	の後の借上げ型	応急仮設住宅としての利用も見据え、	被災者の一時入居及び	その後の借上に	^{ず型応急仮} 設住宅としての利用も見据
			公的賃貸住宅の空き室を	そ積極的に活用す	する。公的賃貸住宅の範囲は、市営住	え、公的賃貸住宅の空き室	屋を積極的に活	用する。公的賃貸住宅の範囲は、市営
			宅、県営住宅、都市再生	機構や神奈川県	住宅供給公社の賃貸住宅及び公務員住	住宅、県営住宅、都市再生	E機構や神奈川	県住宅供給公社の賃貸住宅 <u>、雇用促進</u>
			宅等とする。			<u>住宅</u> 及び公務員住宅等とする。		
14	4	246		表 4-4 非常	態勢の組織	表 4-4 非常態勢の組織		
			事業所	組織	機能	事業所	組織	機能
			本社	非常災害	・本社における非常災害対策活動の	本社	非常災害	・本社における非常災害対策活動の
				対策本社本	実施		対策本社本	実施
				部	・全事業所において実施される非常災		部	・全事業所において実施される非常災
					害対策活動の総括及び指揮			害対策活動の総括及び指揮
			総支社、電力所等	非常災害	・自事業所における非常災害対策活	総支社、電力所等	非常災害	・自事業所における非常災害対策活
				対策総支社	動の実施		対策総支社	動の実施
				本部	・自総支社に所属する事業所におい		本部	・自総支社に所属する事業所におい
					て実施される非常災害対策活動の			て実施される非常災害対策活動の
					総括及び指揮			総括及び指揮

各論 I 第 4 部

章	節	頁		修正	案			現行(最終修正:令和5年1月31日)		
			第一線機関(支社、	非常災害	・自事業所	における非常災害対策活		第一線機関(支社、火力	非常災害	・自事業所における非常災害対策活
			その他の指定事業所)	対策支部	動の実施	i		<u>発電所、</u>	対策支部	動の実施
								その他の指定事業所)		
16	1	268	(3) 災害派遣部隊の受入	、体制				(3) 災害派遣部隊の受入	.体制	
			<略>				<	<略>		
			オ 派遣部隊宿営施設の提	供			7	オ 派遣部隊宿営施設の提	! 供	
			派遣部隊の宿営施設とし	て、次の場所	を提供する	。 <u>また、八部公園について</u>	,	派遣部隊の宿営施設とし	て、次の場所	を提供する。
			は、津波災害警戒区域に指	定されている	ことに留意	<u>する。</u>				
21	1	282	第1節 津波警報等の受理(云達			Ŝ	第1節 津波警報等の受理係	云達	
			1 津波警報等の種類					1 津波警報等の種類		
			<略>				<	<略>		
			(*2) 津波観測に関する情	報の発表内容	について			(*2) 津波観測に関する情報の発表内容について		
			沿岸で観測された津波の	第1波の到達	時刻と押し	引き、その時点までに観測		沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測		
			された最大波の観測時刻と	高さを発表す	る。津波は	繰り返し襲い、あとから来	7	された最大波の観測時刻と	高さを発表す	る。津波は繰り返し襲い、あとから来
			る波の方が高くなることが	あるため、観	測された津	波が小さいからといって避	4	る波の方が高くなることが	あるため、観	測された津波が小さいからといって避
			難を止めてしまうと危険で	ある。そのたの	め、最大波	の観測値については、大津	葽	誰を止めてしまうと危険で	ある。そのた	め、最大波の観測値については、大津
			波警報又は津波警報が発表	そ中の津波予報	区において	、観測された津波の高さが	3	皮警報又は津波警報が発表	中の津波予報	区において、観測された津波の高さが
			低い間は、数値ではなく「	観測中」の言語	葉で発表し	て、津波が到達中であるこ	1	低い間は、数値ではなく「	観測中」の言	葉で発表して、津波が到達中であるこ
			とを伝える。				d	とを伝える。		
			表 4-10 沿岸	で観測された	津波の最大	波の発表内容				
			警報・注意報の	観測された津	波の高さ	<u>内容</u>				
			<u>発表状況</u>							
			<u>大津波警報</u>	<u>1m超</u>		数値で発表				

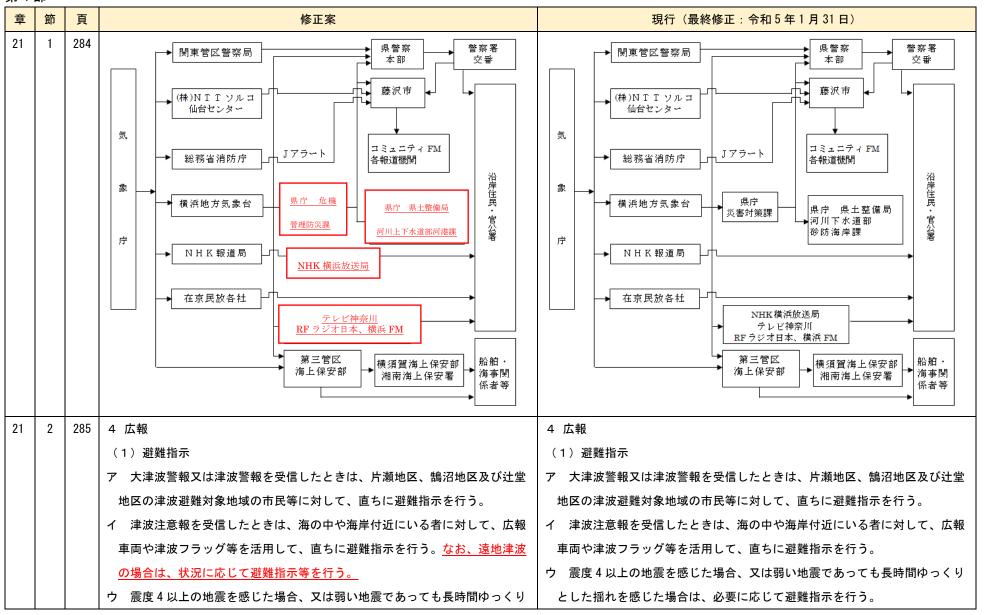
各論 I 第 4 部

章	節	頁		修正案		現行(最終修正:令和 5 年 1 月 31 日)
				<u>1m以下</u>	「観測中」と発表	
			津波警報	<u>0.2m以上</u>	数値で発表	
				<u>0.2m未満</u>	「観測中」と発表	
			津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高	
					<u>さがごく小さい場合は</u>	
					「微弱」と表現)	
			(*3) 沖合の津波観測に関	関する情報の発表内容につ	いて	(*3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について
			沖合で観測された津波の	D第1波の観測時刻と押し	引き、その時点までに観測	沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測
			された最大波の観測時刻と	と高さを観測点ごとに発表	する。また、これら沖合の	された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の
			観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定 到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。			観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定 到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
			最大波の観測値及び推定値	直については、沿岸での観	測と同じように避難行動へ	最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動へ
			の影響を考慮し、一定の基	基準を満たすまでは数値を	発表しない。大津波警報又	の影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又
			は津波警報が発表中の津源	皮予報区において、沿岸で	推定される津波の高さが低	は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低
			い間は、数値ではなく「勧	見測中」(沖合での観測値)	又は「推定中」(沿岸での	い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での
			推定値)の言葉で発表して	て、津波が到達中であるこ	とを伝える。	推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
				と津波の最大波(観測値及	び沿岸での推定値)の発表	
			<u>内容</u>	I	I	
			<u>警報・注意報の</u>	沿岸で推定される津波	<u>内容</u>	
			<u>発表状況</u>	<u>の高さ</u>		
			<u>大津波警報</u>	<u>3m超</u>	沖合での観測値、沿岸	
					での推定値とも数値で	
					<u>発表</u>	

各論 I 第 4 部

章	節	頁		修正案		現行(最終修正:令和5年1月31日)
				3m以下	沖合での観測地を「観	
					測中」、沿岸での推定	
					値を「推定中」と発表	
			津波警報	<u>1m以上</u>	沖合での観測値、沿岸	
					での推定値とも数値で	
					<u>発表</u>	
				<u>1m未満</u>	沖合での観測地を「観	
					<u>測中」、沿岸での推定</u>	
					値を「推定中」と発表	
			津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸	
					での推定値とも数値で	
					<u>発表</u>	
			※以降、各論 I 第 4 部の	表番号繰り下げを適用		

各論 I 第 4 部



各論 I 第 4 部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和5年1月31日)
			とした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示を行う。	

各論 I 第 5 部

章	節	頁	修正案		現行(最終修正:令和 5	年1月31日)
1	4	294	表 1-1 国の助成する	災害復旧事業	表 1-1 国の助成する	災害復旧事業
			法令等	助成を受ける事業	法令等	助成を受ける事業
			公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	公共土木施設災害復旧事業
				公共土木施設災害関連事業		公共土木施設災害関連事業
			公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業
			公営住宅法	公営住宅災害復旧事業	公営住宅法	公営住宅災害復旧事業
			農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助	農林水産施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助	農林水産施設災害復旧事業
			の暫定措置に関する法律		の暫定措置に関する法律	
			建設省都市局長通達都市災害復旧事業国	都市災害復旧事業	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国	都市災害復旧事業
			庫補助に関する基本方針		庫補助に関する基本方針	
			土地区画整理法	土地区画整理事業(急施を要	土地区画整理法	土地区画整理事業(急施を要
				す)		す)
			都市公園法	災害応急対策に必要な施設	都市公園法	災害応急対策に必要な施設
			生活保護法	生活保護施設災害復旧事業	生活保護法	生活保護施設災害復旧事業
			児童福祉法	児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法	児童福祉施設災害復旧事業
			老人福祉法	老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法	老人福祉施設災害復旧事業
			身体障がい者福祉法	身体障がい者更生援護施設災	身体障がい者福祉法	身体障がい者更生援護施設災
				害復旧事業		害復旧事業
			知的障がい者福祉法	知的障がい者更正施設災害復	知的障がい者福祉法	知的障がい者更正施設災害復
				旧事業		旧事業
			売春防止法	女性保護施設災害復旧事業	売春防止法	女性保護施設災害復旧事業
			感染症の予防及び感染症患者に対する医	感染症予防施設災害復旧事業	感染症の予防及び感染症患者に対する医	感染症予防施設災害復旧事業
			療に関する法律		療に関する法律	

各論 I 第 5 部

章	節	頁	修正案		現行(最終修正:令和5年1月31日)
				感染症予防事業	感染症予防事業
			予防接種法	臨時の予防接種	予防接種法 臨時の予防接種
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 災害清掃費
			中小企業信用保険法	中小企業信用保険法による災	中小企業信用保険法 中小企業信用保険法による災
				害関係保証	害関係保証
			水防法	水防施設の設置費	水防法 水防施設の設置費
			産業労働者住宅資金融通法	産業労働者住宅建設資金の融	産業労働者住宅資金融通法産業労働者住宅建設資金の融
				通	通
			下水道法	河川等災害復旧事業	下水道法 公共下水道・流域下水道災害
			(注)単独災害復旧事業として採択される事業 1 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業 2 庁舎、試験場等の公用施設 3 災害応急復旧工事 4 災害関連工事 5 国庫補助制度があっても補助災害復旧事業の		(注)単独災害復旧事業として採択される事業 1 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業 2 庁舎、試験場等の公用施設 3 災害応急復旧工事 4 災害関連工事 5 国庫補助制度があっても補助災害復旧事業の対象としない施設の災害事業
2	3	301	(5)生活保護		(5)生活保護
			市は、被災による生活環境の変化から、新	fたな <u>生活保護利用者</u> の発生が予想	思 市は、被災による生活環境の変化から、新たな <mark>要保護者</mark> の発生が予想される
			されるので、申請漏れが発生しないよう、椎	談窓口を設置するとともに、生活	舌 ので、申請漏れが発生しないよう、相談窓口を設置するとともに、生活保護制
			保護制度の周知を行う。また、被災の状況に	よっては申請そのものが困難な場	易 度の周知を行う。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考
			合も考えられるため、積極的に情報を収集し	、て要保護者の把握に努める。	えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努める。

各論 I 第 7 部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和5年1月31日)
前文		358	第7部 南海トラフ地震防災対策推進計画	第7部 南海トラフ地震防災対策推進計画
			南海トラフ地震については、平成 23 年 8 月に内閣府に設置された「南海ト	南海トラフ地震については、平成 23 年 8 月に内閣府に設置された「南海ト
			ラフの巨大地震モデル検討会」において検討が進められ、関東から四国・九州	ラフの巨大地震モデル検討会」において検討が進められ、関東から四国・九州
			にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなっ	にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなっ
			た。特に、津波については、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な	た。特に、津波については、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な
			被害をもたらす最大規模の津波」を想定した結果、津波高 10m 以上の巨大な津	被害をもたらす最大規模の津波」を想定した結果、津波高 10m 以上の巨大な津
			波が 13 都県にわたる広い範囲で襲来することが想定されることとなった。	波が 13 都県にわたる広い範囲で襲来することが想定されることとなった。
				この南海トラフ沿いで発生する最大規模の地震・津波については、千年に一
				度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、仮に発生すれば、西
				日本を中心に甚大な人的・物的被害をもたらすだけでなく、国内生産・消費活
				動の低迷、日本経済のリスクの増加を通じて、影響は我が国全体に及ぶことが
				<u>想像される。</u>
			南海トラフ沿いの地域においては、これまで 100~150 年の周期で大規模な	<u>一方で、</u> 南海トラフ沿いの地域においては、これまで 100~150 年の周期で
			地震が発生し、大きな被害を生じさせており、文部科学省地震調査研究推進本	大規模な地震が発生し、大きな被害を生じさせており、文部科学省地震調査研
			部における長期評価においては、この地域における地震の 30 年以内の発生確	究推進本部における長期評価においては、この地域における地震の 30 年以内
			率は 70% <u>~80%</u> とされている。	の発生確率は 70% <u>程度</u> とされている。
4	5	374	7 避難対策等	7 避難対策等
			<略>	<略>
			(1) 地域住民等の避難行動等	(1) 地域住民等の避難行動等
			市があらかじめ指定した事前避難対象地域(高齢者等事前避難対象地域)の	市があらかじめ指定した事前避難対象地域(高齢者等事前避難対象地域)の
			要配慮者とその支援者は、後発地震の発生に備え、大津波警報等が津波注意	要配慮者とその支援者は、後発地震の発生に備え、大津波警報等が津波注意
			報に切り替わった後、市の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定さ	報に切り替わった後、市の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定さ

各論 I 第 7 部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和5年1月31日)
			れた指定避難所へ避難するものとする。	れた指定避難所へ避難するものとする。
			指定避難所等の場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時か	指定避難所等の場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時か
			ら確認しておき、市からの避難情報が発せられた場合の備えに万全を期する	ら確認しておき、市からの避難情報が発せられた場合の備えに万全を期する
			よう努める。また、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる。	よう努める。また、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をと
			なお、市は、今後の高齢者等の増加を見据え、指定避難所等の整備に取り組	ర ం
			<u>ರೆ.</u>	
			避難対象者、指定避難所等の場所、避難経路及びその方法については以下	避難対象者、指定避難所等の場所、避難経路及びその方法については以下
			のとおり。	のとおり。

各論 I 第 8 部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和5年1月31日)					
3	2	391	イ 中・長期的な受入れ(公営住宅等)	イ 中・長期的な受入れ(公営住宅等)					
			・市営住宅	・市営住宅					
			・県営住宅	・県営住宅					
				• 雇用促進住宅					
			・民間借上住宅	・民間借上住宅					

各論Ⅱ 第2部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和5年1月31日)				
2		402	第 2 章 <u>流域</u> 治水対策	第 2 章 <u>総合</u> 治水対策				
			<略>	<略>				
			【取組の方向】	【取組の方向】				
			市は、都市河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘	市は、都市河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘				
			導を含めた総合的な治水対策を推進する。	導を含めた総合的な治水対策を推進する。				
			市は、雨水貯留・浸透施設の設置、防災調整池の設置、透水性舗装の施工、	市は、雨水貯留・浸透施設の設置、防災調整池の設置、透水性舗装の施工な				
			<u>水田の保全</u> などを、地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することによ	どを、地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保				
			り、流域の保水・遊水機能の確保を目指す。	水・遊水機能の確保を目指す。				
			<略>	<略>				
			【主な事業】	【主な事業】				
			1 <mark>流域</mark> 治水対策の推進	1 <mark>総合</mark> 治水対策の推進				
			流域 治水対策特定河川に指定されている境川、引地川、目久尻川について、	<u>総合</u> 治水対策特定河川に指定されている境川、引地川、目久尻川につい				
			県が重点的に進める河道整備や遊水地の整備に併せて、市として流域の保水機	て、県が重点的に進める河道整備や遊水地の整備に併せて、市として流域の				
			能の確保や安全な土地利用の指導に努める。	保水機能の確保や安全な土地利用の指導に努める。				
2		403	市は、市街地再開発事業や土地区画整理事業をはじめとする市街地開発事	市は、市街地再開発事業や土地区画整理事業をはじめとする市街地開発事				
			業において、透水性舗装や調整池の設置による流出抑制などについて、施行	業において、透水性舗装や調整池の設置による流出抑制などについて、施行				
			者や事業者を指導するとともに、市が直接事業を実施するときは雨水の流出	者や事業者を指導するとともに、市が直接事業を実施するときは雨水の流出				
			抑制に積極的に努める。 <u>また、集中豪雨の際などに洪水被害を緩和する役割</u>	抑制に積極的に努める。				
			を持つ水田の保全に努める。					
4		405	第 4 章 公共下水道整備計画	第 4 章 公共下水道整備計画				
			<略>	<略>				
			【取組の方向】	【取組の方向】				

各論Ⅱ

第2部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和5年1月31日)					
			ふじさわ下水道ビジョンに基づく総合的な浸水対策を推進する。	湘南ふじさわ下水道ビジョンに基づく総合的な浸水対策を推進する。					

各論Ⅱ 第3部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和5年1月31日)
7		425	第7章 避難対策計画	第7章 避難対策計画
			<略>	<略>
			令和 2 年 <u>から令和 5 年</u> に <u>かけて発生した</u> 新型コロナウイルス感染症の <u>感染</u>	令和2年に <mark>おける</mark> 新型コロナウイルス感染症の <mark>発生</mark> を踏まえ、避難所にお
			拡大 を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取	ける避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進す
			り入れた防災対策を推進する必要がある。	る必要がある。
			<略>	<略>
			指定避難所や指定緊急避難場所となる施設については、必要に応じ、良好	指定避難所や指定緊急避難場所となる施設については、必要に応じ、良好
			な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとす	な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとす
			る。また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、	る。また、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策について、感染症患
			平常時から本部事務局と健康医療部(保健所)指揮本部が連携して、必要な	者が発生した場合の対応を含め、平常時から本部事務局と健康医療部(保健
			場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとす	所)指揮本部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含め
			ర ం	て検討するよう努めるものとする。
7		428	13 車両による避難	13 車両による避難
			市は、車両による避難や車両の避難ができる施設として秋葉台文化体育館	市は、車両による避難や車両の避難ができる施設として秋葉台文化体育館
			の駐車場を指定した。	の駐車場を指定した。
			また、車中泊やテント泊など指定避難所以外の場所への避難について、国	
			や県の動向を注視しながら、キャンピングカーや民間大規模商業施設の駐車	
			場等の活用の推進を図る等、対策を検討していくとともに、新たな指定避難	
			所の確保に努める。	
12		436	第 12 章 緊急輸送計画	第 12 章 緊急輸送計画
			<略>	<略>
			また、県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応す	また、県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応す
			るため、広域防災活動拠点、市災害対策本部、県現地災害対策本部などを有	るため、広域防災活動拠点、市災害対策本部、県現地災害対策本部などを有
			機的に連絡する <u>388</u> 路線(令和 <u>4</u> 年 <u>3</u> 月時点)を緊急輸送道路として、事前	機的に連絡する <u>386</u> 路線(令和 <u>3</u> 年 <u>4</u> 月時点)を緊急輸送道路として、事前

各論Ⅱ 第3部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和5年1月31日)
			に指定している。	に指定している。
13		437	第 13 章 ライフラインの応急復旧対策計画	第 13 章 ライフラインの応急復旧対策計画
			<略>	<略>
			下水道については、災害時に備え、管渠の保守点検を行い、必要に応じて	下水道については、災害時に備え、管渠の保守点検を行い、必要に応じて
			補修又は改築に努めている。浄化センター及びポンプ場においては、停電時	補修又は改築に努めている。浄化センター及びポンプ場においては、停電時
			の機能確保において、非常用発電機の整備などを進めている。また、災害の	の機能確保において、非常用発電機の整備などを進めている。また、災害の
			発生により、汚泥処理に重大な支障が生じたときに、復旧までの間、被災し	発生により、汚泥処理に重大な支障が生じたときに、復旧までの間、被災し
			た <u>大清水浄化センター</u> の汚泥を、相互協力により緊急に処理する協定を横浜	た <mark>処理施設</mark> の汚泥を、相互協力により緊急に処理する協定を横浜市西部水再
			市西部水再生センターと締結している。	生センターと締結している。
18		447	2 降灰対策	2 降灰対策
			市は、国、県、防災関係機関と連携し、火山災害に伴う降灰等が経済活	市は、国、県、防災関係機関と連携し、火山災害に伴う降灰等が経済活
			動、住民生活等に及ぼす影響を軽減するため、箱根山及び富士山の火山災害	動、住民生活等に及ぼす影響を軽減するため、箱根山及び富士山の火山災害
			等について防災対策を検討する。	等について防災対策を検討する。
			また、富士山火山避難基本計画(令和5年3月富士山火山広域避難計画検	また、富士山火山広域避難計画(平成 31 年 3 月富士山火山防災対策協議会)
			<u>計委員会)</u> を踏まえ、降灰からはまずは堅牢な建物へ避難すべきことについ	を踏まえ、降灰からはまずは堅牢な建物へ避難すべきことについて、市民等
			て、市民等へ周知・啓発する。	へ周知・啓発する。

各論Ⅱ 第4部

章	節	頁		修正案	現行(最終修正:令和5年1月31日)					
2	1	460	⑥ キキクル(:	大雨警報・洪水警報の危険度分布)等		⑥ キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等				
				表 4-1 キキクル等の種類と概要		表 4-1 キキクル等の種類と概要				
			種類	概要		種類	概要			
			大雨土砂キキ	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、		大雨土砂キキ	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、			
			クル	地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして		クル	地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして			
			(大雨警報	示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数		(大雨警報	示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数			
			(土砂災害)	の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨		(土砂災害)	の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨			
			の危険度分	警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表された		の危険度分	警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表された			
			布) ※	ときに、危険度が高まっている場所を面的に確認する		布)※	ときに、危険度が高まっている場所を面的に確認する			
				ことができる。			ことができる。			
			・「災害切迫」(黒):緊急安全確保の発令対象区域の							
				絞り込みに活用される警戒レベル5に相当。						
				・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされ			・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされ			
				る警戒レベル4に相当。			る警戒レベル4に相当。			
				・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が			・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が			
				必要とされる警戒レベル3に相当。			必要とされる警戒レベル3に相当。			
				・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの			・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの			
			再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要と される警戒レベル2に相当。				再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要と			
							される警戒レベル2に相当。			
			浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測		浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測			
			(大雨警報	を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分け		(大雨警報	を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分け			
			(浸水害)の	して示す情報。 1 時間先までの表面雨量指数の予測を		(浸水害)の	して示す情報。 1 時間先までの表面雨量指数の予測を			
			危険度分布)	用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸		危険度分布)	用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸			

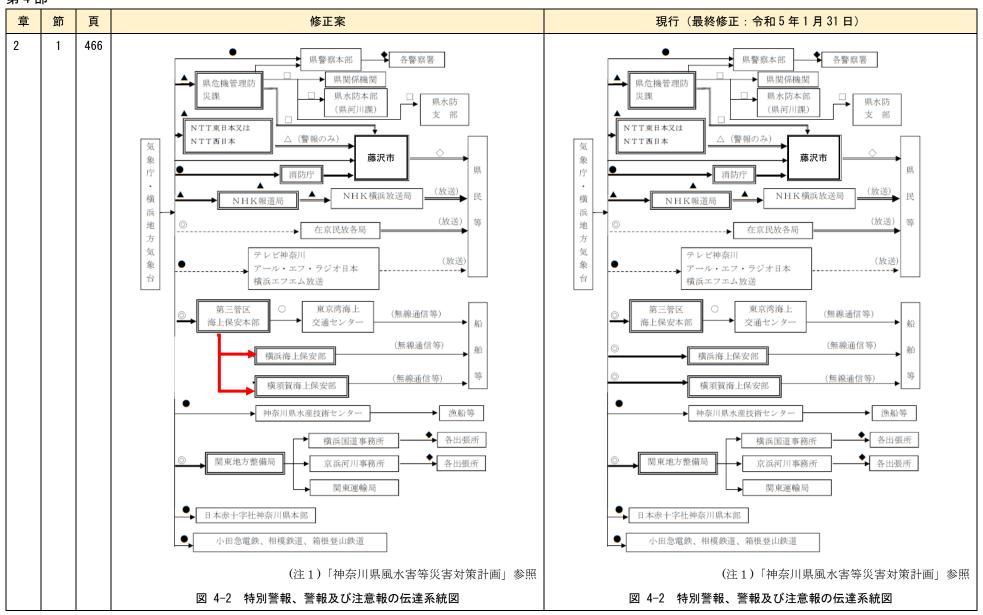
各論Ⅱ 第4部

章	節	頁		修正案	現行(最終修正:令和5年1月31日)				
				水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている		水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている			
				場所を面的に確認することができる。		場所を面的に確認することができる。			
			洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位	洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位			
			(洪水警報の	周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高	(洪水警報の	周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高			
			危険度分布)	まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5	危険度分布)	まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに			
				段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量		5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨			
				指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、		量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新してお			
				洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まってい		り、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっ			
				る場所を面的に確認することができる。		ている場所を面的に確認することができる。			
				・「災害切迫」(黒):緊急安全確保の発令対象区域の					
				絞り込みに活用される警戒レベル5に相当。					
				・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされ		・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされ			
				る警戒レベル4に相当。		る警戒レベル4に相当。			
				・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が		・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が			
				必要とされる警戒レベル3に相当。		必要とされる警戒レベル3に相当。			
				・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの		・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの			
				再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要と		再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要と			
				される警戒レベル2に相当。		される警戒レベル2に相当。			
			流域雨量指数	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位	流域雨量指数	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位			
			の予測値	周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨によ	の予測値	周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨によ			
				る、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、		る、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、			
				洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分		洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分			
				けした時系列で示す情報。 6 時間先までの雨量分布の		けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の			

各論Ⅱ 第4部

章	節	頁	修正案	現行(最終修正:令和5年1月31日)				
			予測(降水短時間予報等)を用いて常時 10 分ごとに 更新している。	予測(降水短時間予報等)を用いて常時 10 分ごとに 更新している。 ※「災害切迫」(黒):警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込 みに活用				
2	1	465	③ 地方海上警報の伝達系統 ア 横浜ナブテックス系統 (注) (注) (素上保安 庁 (震が関) (注)	③ 地方海上警報の伝達系統 ア 横浜ナブテックス系統 (注) (注) (未手町) (注) (\bot) (
			イ 無線通信、無線電話系統 気象庁	イ 無線通信、無線電話系統 気象庁 (大手町) 第三管区 海上保安本 部 (注) JGD よこはまほあん F3E156. 6MHz F3E156. 8MHz				

各論Ⅱ 第4部



各論Ⅱ 第4部

章	節	頁	修正案						現行(最終修正:令和5年1月31日)						
6	1	478	令和 2	年 <u>から</u> 令	<u>3和5年にかけて</u>	<u>発生した</u> 新型:	コロナウイルス	感染症の <mark>感染拡</mark>	令和 2 年に <mark>おける</mark> 新型コロナウイルス感染症の <mark>発生</mark> を踏まえ、避難所におけ						
			<u>大</u> を踏ま	え、避難	#所における避難	推者の過密抑制 な	など感染症対策	の観点を取り入	る避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する						
			れた防災	(対策を推	推進する必要がも	ある。自宅等が済	曼水想定区域や	土砂災害警戒区	必要があ	必要がある。自宅等が浸水想定区域や土砂災害警戒区域外の場所にある場合な					
			域外の場所にある場合などは、在宅避難を基本とした避難行動を広報する。							E宅避難る	を基本とした避難	維行動を広報す	る。		
6	1	480		表 4	1-9 河川の基準2	水位と避難指示	等の発令基準の)関係		表。	1-9 河川の基準:	水位と避難指示	等の発令基準の	関係	
			<略>	•					_ <略>	>					
						観測	所名					観測	所名		
			種別	水位	蓼川	小出川	目久	尻川	種別	水位	蓼川	小出川	目久	尻川	
					上土棚新橋	ーツ橋	吉野橋	<u>戸中</u> 橋			上土棚新橋	ーツ橋	吉野橋	<u>寒川</u> 橋	
			_	水防	1.20m	2.40m	1.30m	<u>3.10m</u>	_	水防	1.20m	2.40m	1.30m	<u>1.50m</u>	
				団待						団待					
				機水						機水					
				位						位					
			_	氾濫	1.80m	2.90m	2.00m	<u>3.70m</u>	_	氾濫	1.80m	2.90m	2.00m	<u>2.00m</u>	
				注意						注意					
				水位						水位					
			高齢	避難	1.80m	2.90m	3.20m	<u>3.80m</u>	高齢	避難	1.80m	2.90m	3.20m	<u>2.30m</u>	
			者等	判断					者等	判断					
			避難	水位					避難	水位					
			避難	氾濫	2.30m	3.00m	3.60m	<u>4.10m</u>	避難	氾濫	2.30m	3.00m	3.60m	<u>2.50m</u>	
			指示	危険					指示	危険					
				水位						水位					